

## 規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）（抜粋）

## II 分野別実施事項

## 5. 投資等分野

## (4) フィンテックによる多様な金融サービスの提供

## 7 本人確認手続の効率化

- a 取引の性質を踏まえつつ、本人確認の委託を行うことができる取引にクレジットカードの発行契約を加えることについて検討し、措置を講じる。【令和元年度検討・結論・措置】（警察庁・経済産業省）
- b 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第13条第1項第1号及び第2号の規定に基づき顧客の本人確認を行った事業者に委託して行う取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第13条第1項第1号の規定により本人確認を要さないこととできるか否かについて解釈を明確化し、適切な方法で公表する。【令和元年度上期中速やかに措置】（警察庁・金融庁）
- c 直ちに、金融庁と警察庁とで協議し、正確な法令解釈を明らかにし、公表・周知する。【即時】（警察庁・金融庁）
- d 本人確認のみ委託が認められないとの法令解釈が確定した場合は、関係業界からのかねてからの要望や本件の経緯を踏まえ、適切な措置を早急に講じる。【令和元年度内できる限り早期】（警察庁・金融庁）

## 【参照条文】

### ○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（第二条第二項第四十四号から第四十七号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二～四 （略）

2 （略）

3 第一項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（当該確認について第六条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等との取引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。）であつて政令で定めるものについては、適用しない。

4～6 （略）

### ○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）（抄）

（既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等）

第十三条 法第四条第三項に規定する顧客等との取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う第七条第一項第一号に定める取引であつて、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認（当該他の特定事業者が当該取引時確認について法第六条の規定による確認記録（同条第一項に規定する確認記録をいう。次号において同じ。）の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等との間で行うもの

二 （略）

2 法第四条第三項に規定する政令で定めるものは、当該特定事業者（前項第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの、当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うもの、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものを除く。）とする。

## 【参照条文】

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）（抄）

（顧客等について既に取り引時確認を行っていることを確認する方法）

第十六条 令第十三条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げることのいずれかにより顧客等（国等である場合にあつては、その代表者等又は当該国等（人格のない社団又は財団を除く。）。以下この条において同じ。）が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認するとともに、当該確認を行った取引に係る第二十四条第一号から第三号までに掲げる事項を記録し、当該記録を当該取引の行われた日から七年間保存する方法とする。

一 預貯金通帳その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。

二 顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けること。

2 前項の規定にかかわらず、特定事業者は、顧客等又は代表者等と面識がある場合その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかな場合は、当該顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認したものとする事ができる。